

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

今帰仁村における産業別就業構造比は、不動産業、飲食店・宿泊業などの「第三次産業」の占める割合が約6割と最も多く、次いで農業や畜産業を中心とした「第一次産業」、製造業や建設業などの「第二次産業」となっている。また、昭和55年以降、第一次産業は減少、第二次産業は減少傾向、第三次産業は増加傾向をたどっている。

しかしながら、村内の中小企業は、経営者の高齢化や後継者不足、地域コミュニティの衰退などの課題に直面しており、本村の中小企業基盤の弱体化が懸念されている。また、本村では労働人口が減少しており、今後労働力の減少が懸念されることから、人手不足に対応した産業基盤を構築する必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業のア先端設備等の導入を促すことで、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

今帰仁村の産業は農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が今帰仁村の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

今帰仁村の産業は、仲宗根地区周辺、西地区、東地区と広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は今帰仁村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

今帰仁村の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が今帰仁村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれている事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

本計画において、配慮すべき事項は以下のとおりとする。

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 村税を滞納している者は先端設備導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。